3歳以上児(1号認定)



幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳以上児の教育に係る利用料は無料です。公立施設では主食費と副食費のみを保育料として徴収します。

私立施設(ゆうかり子ども園、こうりゅう虹こども園、あみの夢こども園)については、施設が設定した主食費と副食費を施設が徴収します。

■保育料(主食費・副食費)徴収金基準額表

(月額、単位:円)

【階層区分】 各月初日の在籍入園児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額	
		公立施設	ゆうかり子ども園
			こうりゅう虹こども園
			あみの夢こども園
第1階層	生活保護法による被保護世帯		
	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦	0	0
	人等の円滑な帰国の促進ならびに永住帰国した中国残留邦人等及		
	び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		
第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	0	0
	(市町村民税所得割非課税世帯を含む)		
第3階層	第1階層及び第2階層に該当しない世帯	0	0
	(市町村民税所得割課税額 77,101円未満)		
	第1階層及び第2階層に該当しない世帯	4,000	各施設が設定した
	(市町村民税所得割課税額 77,101円以上)		主食費・副食費

- ① 父と母の市町村民税額(所得割課税額)を合計し、階層区分を決定します。
- ② 4月~8月分は令和4年度市町村民税額(令和3年中の収入により決定)、9月~3月分は令和5年度 市町村民税額(令和4年中の収入により決定)により算定します。(税額は、住宅借入金等特別控除 等の適用前の税額です。)
- ③ 所得割課税額が77,101円未満の場合には、保育料(主食費・副食費)は免除になります。
- ④ 保護者と生計を一にする子どもの第3子以降の入園児童にかかる保育料(主食費・副食費)は免除になります。
- ⑤ 保育料算定者の税の申告がない場合、階層の判定ができないため、免除にはなりません。

■預かり保育料月額表(公立施設)

預かり保育を利用する月	月額	
(1)8月以外の月	5,000円	
(2)8月	8,000円	

- ① 同一の利用期間において、保護者の属する世帯に2人以上の預かり保育を利用する園児がある場合の2人目以降の利用料は半額になります。
- ② 保護者が次の(1)~(3)のいずれかに該当する者で必要と認めるものに対しては、減免申請(申請があったその月から適用)をすることにより、預かり保育料を減額し、または免除することができますので、該当されると思われる世帯の保護者のかたは、子ども未来課まで申し出てください。
- ※ゆうかり子ども園、こうりゅう虹こども園、あみの夢こども園の預かり保育料は各施設が設定しています。詳細は各施設にお問い合わせください。
- ※預かり保育料は、保育が必要な理由に該当しなければ無償化の対象となりません。

該当世帯	減免額	
(1)生活保護法の規定による被保護世帯	預かり保育料の全額	
(2)当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	預かり保育料の100分の60	
(3)災害その他特別の事由による世帯	預かり保育料の100分の30以上	